

報告第 21 号

処分報告（平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第4号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年9月28日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第4号）の件

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第4号）の件

平成30年度貝塚市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,339,745千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方交付税		4,645,195	70,000	4,715,195
	1. 地方交付税	4,645,195	70,000	4,715,195
歳 入 合 計		31,269,745	70,000	31,339,745

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 予備費		10,000	70,000	80,000
	1. 予備費	10,000	70,000	80,000
歳 出	合 計	31,269,745	70,000	31,339,745